

徳島県情報公開審査会答申第207号

第1 審査会の結論

徳島県教育委員会が行った公文書部分公開決定は、取り消すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年4月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次の2つの公文書についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- ①徳島県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。）（平成24、25年度分）
- ②公立学校の教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票【様式1-3】懲戒処分等(3)（体罰に係るもの）（平成24、25年度分）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として平成24年度及び平成25年度に県立学校の学校長、県内市町村の小学校及び中学校の校長から提出された体罰事案に関する事故報告書及び平成24年度及び平成25年度に文部科学省が実施した「公立学校教職員の人事行政の状況調査」に係る調査票【様式1-3】懲戒処分等(3)（体罰に係るもの）と特定し、これらの公文書のうち条例第8条第1号、第3号及び第4号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を平成29年6月12日に行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年7月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年10月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により非公開とされた範囲は、条例、関連する大阪高裁平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号事件，同第68号事件（判例タイムズNo.1254（2018.1.15）151項）），大阪高裁平成23年2月2日判決（平成22年（行コ）第153号事件）等に照らし，違法な非公開部分を含むものである。上記判決においては，学校において教師が行った体罰は加害教師が行った「職務の遂行に係る情報」であると認定され，公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により，プライバシー型の条例を有する兵庫県，神戸市その他関西の多くの自治体の教育委員会では，体罰事故報告書の学校名，校長名，加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは，児童生徒の氏名，関係者の住所等ごく一部にすぎない。

次に，条例第8条第1号では「個人等に関する情報（中略）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報としているが，同号ただし書ハでは「当該個人が公務員等（中略）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とし，これらの情報は公開すべきものと規定している。換言すれば，公務員の職務遂行情報については個人に関する情報であっても公開せねばならないはずである。また，特定個人を識別できないものであれば，そもそも条例第8条第1号に該当しない。

なお，最高裁判所はじめ各種判決・答申においては，プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の条例の「特定の個人を識別できる情報のうち，他人に知られたくないもの」と情報公開法その他の「特定の個人を識別できる情報から，ただし書イ，ロ，ハを除いたもの」等の個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の規定においても，公務員等の氏名について，公務員の職務遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しないとした裁判例として最高裁平成15年12月18日判決（広島県条例関係），最高裁平成15年10月24日判決（岐阜県条例関係），最高裁平成15年11月21日判決（新潟県条例関係）等がある。

また，条例第8条第1号の「他の情報」の入手対象に「近親者や利害関係人」を含むかという，「一般人基準」「特定人基準」の問題については神戸地裁平成29年3月2日判決（平成28年（行ウ）第26号）のほか大阪高裁平成16年11月18日判決（平成15年（行コ）第16号・第27号）でも判示されている。

よって，個人識別型の条例においても，プライバシー型の兵庫県や神戸市と同様に体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。実際，個人識別型の条例を持つ自治体（大阪市，岡山市，滋賀県，奈良県）のもとでも同様の公開が行われている。

(2) 条例第8条第3号の該当性については、同号の「不当に」の解釈として実施機関が引用する条例の解釈運用基準（乙第3号証）中の「公開による公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度であること」が示されておらず、認められない。

(3) 条例第8条第4号の該当性についても、乙第4号証で条例第8条第4号に規定する「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断においては「客観的判断」、支障の程度の「実質性」、「おそれ」には「抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性」が要求されていること等に照らし、正に主観的形式的抽象的に主張されているに過ぎず、認められない。

個人情報該当性以外のこうした論点については、他自治体の審査会答申でも、司法判断でも、否定されてきており、それらを参照すれば、無理筋の主張であると既に判断されていることも明らかである。

(4) 本件体罰事故報告書においては、その公開範囲は「既に公表されている氏名、所属名、職名、年齢、事案概要の一部」のみとされており、そもそも条例や関連判決を踏まえた上で行われた情報公開ではなく、既に公表されている情報のみを公表しているにすぎない。これでは何のための情報公開条例、情報公開制度かと言わざるを得ない。ここまで法を顧みない行政機関は他に例を知らない。

また、「公立学校教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票【様式1-3】懲戒処分等(3)（体罰事故に係るもの）（平成24、25年度分）」も広範に非公開となっているが、これは文部科学省において公表されている統計情報であり、雑誌『教育委員会月報』やインターネットで都道府県ごとのデータがそのまま公開されているものである。これを部分公開とした自治体は管見の限りでは徳島県教育委員会以外存在しない。実施機関は、これら判決や答申、同種条例をもつ他の自治体の実情に照らし、自らの処分が違法な上にどれほど非常識なものであるか、知るべきである。

(5) 弁明書の非公開理由は、結局、条例第8条第1号、第3号及び第4号に該当すると「運用基準」などを引用しつつ繰り返す述べるにとどまり、関連判決を吟味するものでも、そうした関連判決に基づいた他の自治体の同種文書の公開状況を踏まえたものでもない。そしてその非公開部分の多くは、条例解釈や関連判決を前提とすれば、公開されるべきものであること、審査請求の理由で既に述べたところであるにもかかわらず、一切反論がなされておらず、そもそも弁明になっていない。実施機関がその程度の法的知識も検討せず、裁判所では通用しない雑な論理で、情報公開の全国水準からいってもありえないほど非公開部分の広い処分を正当化しているのは、控えめにいって驚くべき事態である。単に情報公開制度と審査請求人をないがしろにするにとどまらず、多くの裁判所と司法判断を愚弄するものである。

ゆえに、本件非公開部分は、条例、関連する諸判決等に照らし、違法な非公開部分を大量に含むものであり、本件処分は取り消されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

1 体罰に係る事故報告書（平成24・25年度分）について

(1) 特定された文書の性質について

ア 事故報告書は、各学校において作成されるものであり、特定の個人を識別することができる情報のみならず、勤務成績や平素の行状等の職員個人の資質、人格、名誉等にかかわる情報が記載されていることもある。

イ また、これらの情報は、聴取内容等を秘密にすることを前提として行われた、当該職員や生徒等の関係者からの事情聴取を中心とする事実調査結果によって得られた事実に基づき作成されている。

ウ 事実調査については強制的に調査する権限はなく、関係者に対して行われる事情聴取や、関係書類等の収集・分析等は、あくまでも任意のものである。

(2) 条例第8条第1号、第3号及び第4号の該当性について

ア 条例第8条第1号イにおいては、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであっても「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公表することとされている。

翻って言えば「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていない情報」については、非公開情報といえるものであり、当該事故報告書は、上記(1)のとおり非公開を前提として作成されており、慣行として公にすることや公にすることを予定しているものではない。

したがって、公表されていない特定の個人が識別できる情報、公表されていない個人情報については、当然、個人に関する情報であって、通常他人に知られたくない個人に関する情報として、条例第8条第1号に該当する。

イ 審査請求人は、条例第8条第1号ハを引用し、「体罰は加害教師に関しては職務の遂行に係る情報であると認定されており、公務員等の職務の遂行に係る情報については、個人と識別することができるものであっても公開しなければならない」と主張している。

しかし、条例第3条においては、実施機関は通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないことがないよう最大限の配慮をしなければならないとして、「徳島県情報公開条例の解釈運用基準」（以下「運用基準」という。）においても、条例第8条第1号のただし書の解釈及び運用について、その趣旨に添って慎重に行うものとされている。

また、条例第8条第1号本文においては、個人識別情報には他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとしており、運用基準においても「他の情報」には一般人の通常入手し得る情報はもとより、近親者や利害関係人であれば知り得る情報も含まれるとされている。

以上のことから、事故報告書に記載された体罰に係る内容は、公にすることにより、児童・生徒が特定される可能性があるものであり、個人識別情報といえるため、非公開とすることは妥当である。

ウ 事故報告書は、各学校において作成された後、市町村立学校の場合は所管の市

町村教育委員会を通じて提出され、内容には、その後に懲戒処分又は服務上の措置等について検討するための情報が含まれている。これらを公にすることは、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれ、学校及び市町村教育委員会からの報告内容に影響する可能性もあることから、条例第8条第3号に該当する。

エ 前述のとおり、事故報告書に含まれる内容は、非公開を前提として作成されるものであり、しかもその基礎となる事実調査が任意のものであることから、公にすることにより、関係者が自己の供述内容等が公開されることを予期して事情聴取に応じないことや、真実を述べることに消極的になることが想定される。

また、反復される将来の事務執行において、その遂行に支障を及ぼすおそれが生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす情報として、条例第8条第4号に該当する。

2 公立学校教職員に係る人事行政調査（文部科学省）【様式1－3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）（平成24・25年度分）（以下「人事行政調査」という。）について

(1) 特定された文書の性質について

この文書は、各都道府県の集計結果を文部科学省が集計し、都道府県別の数値を公表するものである。

(2) 条例第8条第1号及び第4号の該当性について

ア 人事行政調査は、学校種や体罰時の状況（場面、場所）、体罰の態様、被害の状況等について、各都道府県が事案ごとに記載した調査票に基づいて、文部科学省が都道府県全体を集計して公表するものであり、個別具体的な事案についてその状況を公表しているものではない。

また、先にも述べたように、条例第8条第1号においては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものは、個人識別情報に含まれるとしているところであり、運用基準においても「他の情報」には、一般人の通常入手し得る情報はもとより、近親者や利害関係人であれば知り得る情報も含むとされている。

以上のことを踏まえ、本県教育委員会として「学校等に勤務する教職員の懲戒処分の公表基準」（以下「懲戒処分公表基準」という。）に基づき既に公表している内容などの「他の情報」と、調査票の内容とを照合することにより、被害生徒が特定される可能性があることから、個別の事案ごとの内容は個人識別情報として、非公開としてきたところである。

イ 調査票には、アのとおり、事案に関する情報が案件ごとに記載されている。この情報が公にされれば、どのような事案がどのような処分になっているかが明らかになり、外部からの圧力や干渉を受ける可能性が出て、公正な意思決定及び円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第4号に該当する。

3 総括

実施機関においては、条例第8条第1号イの規定の趣旨を踏まえ、慣行として公表する内容とその方法について懲戒処分公表基準として規定している。この懲戒処分公

表基準に該当する情報については、条例第8条第1号に該当する情報であっても公表するものとし、県政に関する県民の知る権利との調整を図っている。

今回の事案においては、条例第8条第1号、第3号及び第4号に該当する情報は非公開とし、公表基準に基づき慣行として公にされている情報を公開する本件処分を行ったところである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年10月23日	諮問
令和2年1月23日	審議（第168回審査会）
同 年2月17日	審議（第169回審査会）
同 年6月19日	審議（第171回審査会）
同 年7月9日	審議（第172回審査会）
同 年8月3日	審議（第173回審査会）
同 年9月3日	審議（第174回審査会）
同 年9月24日	審議（第175回審査会）
同 年10月19日	審議（第176回審査会）
同 年11月30日	審議（第177回審査会）
令和3年1月21日	審議（第179回審査会）
同 年2月26日	審議（第180回審査会）
同 年3月15日	審議（第181回審査会）
同 年6月14日	審議（第183回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 請求に係る公文書の特定について

本件請求に係る公文書は、本件処分の決定通知書の記載からは明らかではないが、実施機関は第2の1①に該当する公文書として32件の事故報告書を、同②に該当する公文書として1件の調査票を特定し、本件処分を行っている。

このうち、第2の1②については部分公開された公文書の件名から実施機関の特定に問題はないと認められるが、同①については括弧書きで記載されている「加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等」に該当する公文書について実施機関からは何ら提示されていない。しかし、本件請求の事故報告のような場合には事故報告書の他に顛末書や進達書のような文書が附属することが当審査会が諮問を受けた別の事案及び他の都道府県の同内容の審査請求事案においても認められることから、本件請求の事故報告書にだけ添付文書が一切ないということは認めにくく、実施機関が特定した公文書以外にも対象となる公文書があるという可能性を否定できない。

2 本件公文書及び本件非公開部分について

(1) 第2の1①に係る本件処分の対象である公文書は、県立高等学校及び県内の公立小中学校で発生した教職員による体罰事故について、県立高等学校長又は県内の公立小中学校長から実施機関（公立小中学校にあっては当該小中学校が属する市町村の教育委員会を經由して実施機関）へ平成24年度及び平成25年度に提出された事故報告書である。当該事故報告書は、県立学校の場合であれば徳島県立学校規則（昭和33年徳島県教育委員会規則第3号）第35条の2等の規定に基づき学校内で発生した事故等について実施機関へ報告されたものであると推定され、公立小中学校の場合も同様の規程に基づいて報告されているものと認められる。また、実施機関又は県内の各市町村教育委員会では、これらの事故報告書、関係者への事情聴取その他必要な調査等を行った上で事故を起こした教職員に対し懲戒処分その他職務上の措置を行っているものと認められる。

実施機関は、本件処分において、上記の事故報告書を懲戒処分をするに至った事案に係るものと懲戒処分をするに至らなかった事案に係るものに区分し、前者については懲戒処分公表基準等により既に公表している情報のみを公開する部分公開をし、後者については該当する個々の公文書を識別する事項も公文書の件数も示すことなく「全て」を非公開としたと認められる。

ここで本件請求に係る公文書を識別する便宜上、前者の事故報告書を「公文書1」、後者の事故報告書を「公文書2」とそれぞれ総称し、公文書1に含まれる個々の事故報告書はその報告日の順に報告書1から報告書6と、公文書2に含まれる個々の報告書は報告日の順、報告日が同じものにあつては報告者である学校が属する市町村の建制順に報告書7から報告書32とそれぞれ呼称することとする。

当審査会が見分したところ、公文書1及び公文書2に含まれる事故報告書は、おおむね次の各号に掲げる事項で構成されており、当該各号に定める情報が記載されていることが認められる。

- ①文書記号及び文書番号 報告を行った年月日、学校の文書記号及び文書番号
- ②報告先 徳島県又は県内市町村の教育委員会教育長
- ③報告元 報告者である校長の学校名、校長の氏名及び校長の印

④文書の件名 事故報告書である旨

⑤本文 事故の種類，事故発生の日時及び場所，事故者である教員（以下「加害教員」という。）の職・氏名，年齢，住所及び勤務年数，事故者（被害児童・生徒）の氏名，学年及び学級名，事故発生時の状況，事故（体罰）の内容，事故後の被害児童・生徒及びその保護者に対する対応，事故後の加害教員に対する対応，事故後の加害教員以外の教職員，教育委員会その他の関係者に対する対応，事故者に対する評価，再発防止のための取組，措置及び学校長の所見並びに公務障害の有無

そして，公文書1及び公文書2で非公開とされた部分（以下「本件非公開部分1」という。）は，公文書1の次に掲げる情報を除いた部分及び公文書2の全部と認められる。

・報告書1から報告書6までの以下の部分

①の報告年月日のうちの報告年，②報告先，④文書の件名，⑤本文のうち事故の種類，加害教員の職名並びに⑤本文のうち事故の発生状況，事故（体罰）の内容で懲戒処分公表基準により既に公表されていたと推定される情報

・報告書3以外の⑤本文の加害教員の年齢

・報告書5以外の事故発生日時の年

・報告書5の③報告元及び⑤本文のうち加害教員の氏名

(2) 次に第2の1②に係る本件処分の対象である公文書（以下「公文書3」という。）は，国（文部科学省）が毎年度実施している公立学校教職員の人事行政の状況調査のために実施機関から文部科学省に提出した調査票の一部であり，体罰に係る懲戒処分等について事案ごとにその懲戒処分の種類，体罰時の状況，体罰事案の把握の方法等を示す分類記号や被害を受けた児童生徒の学校種別ごとの人数といった統計情報が記載されている。また，各都道府県から提出された調査票を集計した結果は文部科学省のホームページで過去10年度分が公表されている。

公文書3で非公開とされた部分（以下「本件非公開部分2」という。）は，調査票の本体部分の表のうち上記の統計情報が記載された部分である。

(3) 部分公開された公文書1及び公文書3を見ても公開された部分は非常に少なく，公文書2は全て非公開とされているので，本件処分は，（実施機関が懲戒処分公表基準により事前に公表していた情報を除き）ほとんど全ての部分を非公開としたと言っても過言ではないと認められる。

3 本件処分の非公開の理由

非公開とされた理由については，本件処分の通知書には条例第8条第1号，第3号及び第4号に該当するためとだけ記載されているだけで具体的な理由の提示が全くされていないが，実施機関は弁明書において第4の1(2)，2(2)及び3のとおり主張しているので，これについて検討する。

(1) 条例第8条第1号該当性に関する理由説明について

実施機関は，公文書1及び公文書2に係る第4の1(2)アにおいて「公表されていない特定の個人が識別できる情報，公表されていない個人情報については，当然，個人に関する情報であって，通常他人に知られたくない個人に関する情報として，

条例第8条第1号に該当する」としているが、これは条例の規定にある文言を並べ替えただけであるので同号の該当性を説明した理由になっておらず、具体的に本件非公開部分1のどのような情報が条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当するのかについての説明がなされていない。本件処分において非公開とされた部分が広範囲にわたっていることも考え合わせると、実施機関は、公文書1及び公文書2のどの部分が同号に規定する特定の個人を識別することができる情報等に該当するのか精査して判断していると認めることはできない。

また、第4の1(2)アで「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていない情報」は非公開情報であると条例第8条第1号ただし書イの規定を反対解釈し、また、本件処分の通知においても懲戒処分公表基準等により既に公表している情報であるか否かにより公開か非公開かを区分している。しかし、同号ただし書イに該当しない情報であっても、条例に規定する他の非公開情報に該当しない限り当該情報は公開しなければならないのであって、同号ただし書イに該当しない情報は全て非公開情報に該当するかのような実施機関の解釈は誤っている。また、そもそも懲戒処分公表基準は、懲戒処分に至るような事案について公益性や実施機関の説明責任の観点から、通常は公表していない情報を実施機関の裁量により公表する場合の取扱いを定めたものと認められるのであって、懲戒処分公表基準等により公表されていない情報の公開を禁止したり、ましてや条例の規定を否定する効力を有していたりするものではない。

次に、第4の1(2)イでは「体罰に係る内容」は公にすることにより児童・生徒が特定される可能性があるから個人識別情報に該当するとしているが、「体罰に係る内容」の具体的な説明はない。仮に「体罰に係る内容」が2(1)で見分した⑤本文の「事故(体罰)の内容」に当たるものとすれば、同様に個人識別情報が含まれていると認められる⑤本文の他の部分について具体的な説明はないことになり、「体罰に係る内容」が⑤本文全体又は事故報告書全体に係るものとするならば、全体として個人識別情報に該当するとする理由の説明がない。

(2) 条例第8条第3号及び第4号該当性に関する理由説明について

実施機関は、公文書1及び公文書2に係る第4の1(2)ウ及びエでは「事故報告書に含まれる内容」について、公文書3に係る第4の2(2)では「調査票」について、それぞれ条例第8条第3号又は第4号に規定する非公開情報が含まれているとしているが、いずれも公文書中のどのような記載内容が当該非公開情報に該当するのかについての具体的な説明はない。

(3) 条例第9条による部分公開について

実施機関は、本件処分では(1)及び(2)で見たとおり非公開情報に該当する部分を具体的に特定することなく実質的に公文書全体を非公開としているが、実施機関は何らかの非公開情報が含まれている場合には公文書全体が非公開情報に該当すると判断しているとも考えられる。しかし、非公開情報に該当する情報の範囲・単位を全体的又は包括的に拡張して捉えることは、条例の公開の原則及び公開により支障の生じない情報は最大限公開するという条例第9条の趣旨に適合するものではない。

条例第9条によれば、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報があった場合においても、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を公開しなければならないとしているところ、実施機関は非公開とした部分には条例第8条各号に規定する非公開情報が含まれていると言うだけで、当該情報を取り除いた部分を公開することができない等により公文書の全体を非公開とした理由についての説明はない。

(4) 小括

実施機関は、第4の3で「懲戒処分公表基準に該当する情報については条例第8条第1号に該当する情報であっても公表し、県民の知る権利との調和を図っている」と主張している。しかし、懲戒処分公表基準の性質・効力は(1)で述べたとおりであり、この主張は懲戒処分公表基準により公表した場合の説明にはなり得ても、本件処分の非公開部分が妥当であることの理由とはならない。

以上のことから本件処分における非公開とした理由についての実施機関の説明は全く不十分であるので、本件処分で非公開とされた部分について個別に条例第8条第1号、第3号及び第4号の該当性について検討する。

4 非公開情報の判断基準

(1) 非公開とされた情報の分類

当審査会において公文書1及び公文書2を見分したところ、これらの公文書には次のような情報が記載されていると認められる。なお、公文書3に記載されている情報については2(2)のとおりである。

ア 児童・生徒及びその保護者・家族に関する情報

- ・氏名、住所、生年月日、年齢、性別、家族構成、家庭環境、続柄及び保護者・家族の勤務先等
- ・児童・生徒の所属するクラス、学科、学年、経歴・出身学校、部活動及び部活動における活動状況、心身の状況、学校の出席状況その他学校生活に関する情報
- ・発言及び行為の内容並びに考え、主観等

イ 学校の教職員及び各教育委員会事務局の職員に関する情報

- ・氏名、住所、生年月日、年齢、性別及び職名
- ・児童・生徒数並びに校舎、施設、教室等の名称及び配置・位置
- ・学校の教職員の勤務年数、担任する学年・学級、担当する教科名、校務、部活動及び部活動における役職、経歴、過去の勤務先並びに勤務状況
- ・教育委員会事務局の職員の所属する部署名
- ・発言及び行為の内容並びに考え、主観等

ウ ア及びイ以外で事故が発生した学校の関係者に関する情報

- ・部活動の外部指導員の氏名及び役職名
- ・PTA、部活動における保護者会の代表者、役員等の氏名及び役職名
- ・発言及び行為の内容

エ 事故が発生した学校その他関係する学校に関する情報

- ・学校名、学校長の氏名、学校長印の印影、学校の所在地及び学校の課程

- ・児童・生徒数並びに学校の校舎，施設，教室等の名称及び配置・位置
- オ 事故が発生した学校が属する地方公共団体及び教育委員会に関する情報
 - ・地方公共団体の名称及び教育委員会教育長の氏名
- カ エ及びオ以外の団体，法人，組織等に関する情報
 - ・事業者，団体，法人，組織等の名称，所在地及び職員の行為
- キ 報告書に関する情報
 - ・報告の日付，文書記号，報告書の件名，報告先及び報告元
- ク 事故に関する情報
 - ・事故の種類，事故発生の日時及び場所，事故発生時の状況及び事故の内容
- ケ 事故後の事象・出来事に関する情報
 - ・事故後の被害児童・生徒及びその保護者に対する対応
 - ・事故後の加害教員に対する対応及び事故後の加害教員以外の教職員に対する対応
 - ・教育委員会その他の関係者に対する対応
 - ・事故者に対する評価並びに再発防止のための取組，措置及び学校長の所見

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

条例では，県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう公文書の公開を請求する権利を規定し，その解釈・運用に当たっては，公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている。しかし，この公文書公開請求権も絶対的で無制限な権利ではなく，個人，法人等の権利利益を侵害したり，公共の利益を損なったりする場合など，公開しないことに合理的な理由のある情報を非公開情報として条例第8条各号に例外的に定めている。

したがって，当審査会は，原則公開の理念に照らし，本件処分に係る公文書が，非公開情報を規定する条例第8条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを，その文理及び趣旨に従って判断するとともに，本件事案の内容に即し，個別具体的に判断することとする。

(3) 条例第8条第1号

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名，生年月日及び住所は，それだけで特定の個人を識別することができる情報と認められる。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても，単独では必ずしも特定の個人が識別されるとは言えないが他の情報が組み合わされることにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には，当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。この照合の対象となる「他の情報」の範囲については，公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得るものとするか，あるいは，近親者や利害関係人であれば知り得るようなものも含まれるとするか，審査請求人が例示する裁判例その他の裁判例，裁決においても争いのあるところである。

これについて，まず，条例は，個人の正当な権利利益を保護するため「個人に関する情報」を画するものとしていわゆるプライバシー情報に該当するか否かで

はなく特定の個人を識別することができる情報であるか否かによることを採用し、個人識別情報を含む個人に関する情報を原則不開示とすることで個人に関する情報の保護に万全を期したものであると言える。一方で、個人の権利利益を侵害することがないので非公開とする必要がないもの及び個人の権利利益を侵害することがあっても公開することの公益が優越するため公開すべきものを例外的に公開する事項として列挙することにより、非公開の範囲が不必要に広がらないようにし、請求者の権利利益の保護を図っている。

また、条例では「他の情報」と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報も個人識別情報に含むこととしているが、他の情報の範囲や照合の容易性について特に限定を加えられていないことや、何人に対しても情報公開請求権を認める中で個人に関する情報がみだりに公開されないことよう最大限の配慮をすることが求めていることに鑑みれば、照合の対象となる「他の情報」には、特定の範囲にいる者にとって容易に入手しうる情報も該当すると解するのが相当である。

ウ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

実施機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを非公開とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。しかしながら、中には、個人の人格と密接に関連し、又は公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に非公開情報としている。

これに該当する情報としては、無記名の著作物のように公にすれば著作権等の財産的権利を侵害するおそれがあるもののほか、いわゆる機微情報のように通常他人にみだりに知られたくない個人のプライバシーに属する情報が考えられる。具体例として、カルテ、匿名の作文、反省文等が挙げられることがあるが、条例が個人識別情報を非公開とした上で当該情報を補充的に非公開情報と規定していることから、個人の人格と密接に関連し、当該本人がその情報の流通をコントロールすべきである情報であったり、より高いプライバシー保護が求められている情報と解するのが相当である。

エ 公務員の職務の遂行に関する情報

条例第8条第1号ただし書ハでは「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は当該公務員の個人に関する情報であっても例外的に公開すべきものとされている。

公文書1及び公文書2のうち実施機関の職員である教職員に関する情報は、当該教職員が職務を行う教育現場である学校において児童・生徒に対して教育・指導した過程で生じた事故に関するもので、当該教職員の職務の遂行に係る情報であると認められる。よって、当該教職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る

る部分は、条例第8条に規定する他の非公開情報に該当しない限り公開すべきものとなる。

(4) 条例第8条第3号

条例第8条第3号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

この規定の趣旨は、県をはじめとする行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「意思形成過程」という。）の適正さを保護することであり、上記のおそれ等があるかは、意思形成過程に関する情報の内容が「事実」であるのか「見解」を含むものなのか、意思形成過程に関する情報の成熟度、意思形成過程の性質、意思形成過程が終了しているか否か等により判断されることになり、意思形成過程に関する情報を公にすることにより生じる支障の程度も当該情報を公にすることの公益性を上回ると認められるものでなければならない。

また、当該意思形成過程が終了すれば、その情報を公にしても既に終了した意思形成過程自体への悪影響は考えられないのではあるが、意思形成過程に関する情報の内容によっては、将来の同種の意思形成過程に対して、行政内部における率直な意見の交換が不当に妨げられること、意思決定の中立性が不当に損なわれること等の影響がある場合も考えられる。しかし、そのような場合であっても、どの程度の影響を及ぼすかは一般に予測困難であり不確実であることから、上記のおそれ等があるか否かの判断は、意思形成過程が終了する前の場合よりも慎重になされるべきである。

本件事案の公文書1及び公文書2の事故報告書の場合は、事故に関する報告は既に完了しており、また、報告を受けた後の懲戒処分又は服務上の措置等も本件請求の時点で実施済みであるので、将来の同種の意思形成過程における条例第8条第3号に規定する非公開情報への該当性の問題となる。

(5) 条例第8条第4号

条例第8条第4号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨を規定している。そして、「次に掲げるおそれ」の1つとして職員等の任免、懲戒、給与、研修その他職員等の身分や能力等の管理といった「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的に判断することが必要があり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

本件事案において、実施機関が条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当するとした理由は、1つには「事故報告書に含まれる内容は、非公開を前提として作成されるものであり、しかもその基礎となる事実調査が任意のものであることから、公にすることにより、関係者が自己の供述内容等が公開されることを予期して事情聴取に応じないことや、真実を述べることに消極的になること」であり、もう1つには「どのような事案がどのような処分になっているかが明らかになり、外部からの圧力や干渉を受ける可能性が出て、公正な意思決定及び円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること」とのことである。

1点目については、「関係者」が誰であるかを特定されないように条例第8条第1号に係る情報を適切に非公開とすれば、事情聴取等の内容を公にされたとしても当該関係者に不利益が及ぶことは想定されにくいと考えられる。まず、被害児童・生徒については、個人が特定されないよう個人識別情報を非公開にすれば実質的な不利益がないので非協力的になる理由はない。加害教員については、責任を追及される立場であるので報告書が公開されるか否かに関わらず非協力的であることが自然であると見込まれることから、非公開とする理由はない。報告者である学校長も監督責任を追及される立場であるので加害教員と同様ではあるが、監督者として事故後の対応を真摯に行おうとする意向が働くことも期待できるので、いずれにしても非公開とする理由はない。報告書を經由する市町村教育委員会については、管内の学校で事故が発生したという自らに不利な情報ではあるが、直接の当事者ではなく、事実調査等に非協力的になる理由は見当たらない。

よって、基本的には1点目の理由により条例第8条第4号の該当性を認めることは適当ではないと認められるが、一方で、特定の個人が識別することができない場合であっても事情聴取等の内容を公にすることにより当事者が非協力的になるような例外的な場合があることも否定できないので、そのような場合には実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるということ是可以する。

2点目については、実施機関が懲戒処分等を行うに当たっては、一定の基準に基づいて処分の量刑をしているものと推定されるので、処分の軽重と処分の原因となった事案の事実関係、態様、結果の重大性等との間には一定の相関関係があると認められ、実施機関が主張する「外部からの圧力や干渉」は、このような相関関係から外れた又はその範囲内でできるだけ軽い若しくは重い処分を求めるものと言える。実施機関が、人事管理に係る公文書を公にすることにより圧力や干渉を受けることを懸念することは理解できるが、一方で、どのような事案がどのような処分になっているかを明らかにすることは、懲戒処分等の事務の透明性を向上させることができ、かえって不当な圧力や干渉を抑制することもできるとも言える。

よって、2点目のおそれの有無は、公文書を公開することにより上記のような圧力や干渉を誘発するのか、圧力や干渉を誘発するとして、実施機関の人事管理に係

る事務の適正な執行に支障を及ぼす可能性があるのか、その支障は公開することによる利益を上回るものであるのかによって判断するのが相当である。

5 非公開情報該当性について

本件非公開部分1について、4(1)の分類により条例第8条第1号、第3号及び第4号に規定する非公開情報の該当性を、本件非公開部分2について、条例第8条第1号及び第4号に規定する非公開情報の該当性を検討する。

(1) 児童・生徒に関する情報

ア 児童・生徒の氏名、生年月日及び住所

当該情報は、それだけで特定の個人を識別することができる情報と認められるので、条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当する。

イ 児童・生徒の属する学校名及び部活動名並びに児童・生徒の出身学校名・経歴

当該情報は、児童・生徒が属する、又は属した学校及び部活動の名称である。また、当該情報には、これらで用いられる施設、用具、用語等で学校及び部活動の名称を特定することができる情報も含み、部活動名が既に公開されている報告書2、報告書4及び報告書5の部活動名に係るものは除くものとする。

当該情報が公にされた場合でも、一般的にはそれだけで特定の児童・生徒を識別することができないと認められる。しかし、体罰等の事故の事案の場合には、近親者、その学校の関係者、地域住民等であれば当事者が誰であるかは知り得る立場にあるものと認められることから、少なくとも学校名又は部活動名が判明すれば、当該児童・生徒が属する学校の学校関係者等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報、既に公開されている情報等と照合することにより被害児童・生徒が誰であるか識別することができるものと認められる。また、児童・生徒の出身学校名・経歴についても当該児童・生徒が属する学校の特定につながる情報と認められ、同様に被害児童・生徒が誰であるか識別できると認められる。

よって、当該情報は、条例第8条第1号に規定する他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

ウ 児童・生徒の家庭環境・家族構成及び児童・生徒に対する就学上の措置に関する情報

当該情報は、児童・生徒の私生活又は人格に関わるような情報と認められるので、ア及びイの情報を非公開にすることにより特定の個人を識別することができない場合であっても、これを公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当する。

エ 児童・生徒の年齢、性別、保護者等との続柄、児童・生徒の属する学級名・クラス名、学科名及び学年、児童・生徒の部活動における役職及び活動状況並びに児童・生徒の心身・けがの状況、学級における担当・役割及び学校の出席状況

当該情報は、それだけで特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできず、また、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められない。ただし、報告書5にあっては、学校名及び部活動名が既に公開されていることから、当該情報を公にすると児童・生徒

が特定されるおそれがあると認められ、また、報告書1のクラス名及び学科名、報告書11の一部のクラス名及び児童・生徒の心身の状況並びに報告書14及び報告書30の一部の部活動の活動状況に係る情報にあっては、その特徴的な内容により、児童・生徒が特定されるおそれがあると認められる。

よって、報告書1、報告書5、報告書11、報告書14及び報告書30の一部を除き、当該情報は条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当しないので、公開すべきである。

オ 児童・生徒の言動及び考え・主観

当該情報は、児童・生徒の事故発生の前後における発言、行為等に関する情報であり、当該児童・生徒の個人に関する情報である。また、その発言、行為等の対象が他の個人である場合には、他者の個人に関する情報にも該当する。

当該情報は、発言、行為等の主体、その内容及び発言、行為等をしたことを示す情報から成るが、アからエ及び後述の(2)から(6)までにより非公開情報に該当する部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる。

よって、当該情報のうち、アからエ及び後述の(2)から(6)までにより非公開情報に該当する部分を除いた部分は公開すべきである。

(2) 児童・生徒の保護者に関する情報

ア 児童・生徒の保護者の氏名及び住所

当該情報は、それだけで特定の個人を識別することができる情報と認められるので、条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当する。

イ 児童・生徒との続柄及び続柄による呼称

(1)エと同様に条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当しないので、公開すべき情報である。

ウ 児童・生徒の保護者の言動及び考え・主観

児童・生徒の保護者の事故発生の前後における発言、行為等に関する情報であり、(1)オと同様である。

よって、当該情報のうち、(1)から(6)までにより非公開情報に該当する部分を除いた部分は公開すべきである。

(3) 加害教員に関する情報

ア 加害教員の氏名

加害教員は条例第8条第1号ただし書ハの公務員等に該当するので、その氏名は同号の非公開情報には該当しない。しかし、教職員の氏名が判明すれば公共施設で一般に何人も閲覧できる学事関係職員録等により当該教職員が在籍する学校名が判明することになるので、(1)イと同様に、加害教員の氏名は被害児童・生徒を識別することができる情報と認められる。

よって、当該情報は、条例第8条第1号に規定する他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

イ 加害教員の生年月日及び住所

当該情報は、加害教員の公務員としての職務とは別の個人としての情報である。

当該情報は、それだけで特定の個人を識別することができる情報と認められ、また、条例第8条第1号ただし書ハの公務員等の職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、同号本文に規定する非公開情報に該当する。

ウ 加害教員の担当する部活動名、経歴及び過去の勤務先

当該情報は、加害教員の勤務に関する情報であるので、条例第8条第1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に該当するが、当該情報は(1)イと同様に被害児童・生徒を特定することができる情報と認められるので、当該情報は、条例第8条第1号に規定する他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

エ 加害教員の職名、勤務年数、担任する学年・学級、担当する教科名及び校務、部活動における役職並びに勤務状況

当該情報は、加害教員がその職務を行う学校における役職、担当事務等の加害教員の勤務に関する情報であるので、条例第8条第1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に該当する。また、当該情報は被害児童・生徒を特定することができる情報とも認められないので条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当しないので、公開すべきである。

オ 加害教員の言動及び考え・主観

加害教員の事故発生の前後における発言や行為に関する情報である。当該情報は、加害教員の職務の遂行に関する情報であるので、条例第8条第1号ただし書ハに規定する情報に該当する。また、その発言や行為の対象が他の個人である場合には、他者の個人に関する情報にも該当する。

よって、(1)オと同様に当該情報のうち、(1)から(6)までにより非公開情報に該当する部分を除いた部分は公開すべきである。

(4) 加害教員以外の教員に関する情報

ア 加害教員以外の教員の氏名

当該情報は、(3)アと同様に条例第8条第1号に規定する他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

イ 加害教員以外の教員の担当する部活動名

当該情報のうち被害児童・生徒に係るものは、(1)イと同様に被害児童・生徒を特定することができる情報と認められるので、当該情報は、条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当するが、被害児童・生徒に係るもの以外は同号に規定する非公開情報に該当しないので、公開すべきである。

ウ 加害教員以外の教員の職名、担任する学年・学級、担当する教科名及び校務、部活動における役職並びに勤務状況

当該情報は、加害教員以外の教員がその職務を行う学校における役職、担当事務等の当該教員の勤務に関する情報であるので、条例第8条第1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に該当する。また、当該情報は被害児童・生徒を特定することができる情報とも認められないので条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当しない。ただし、報告書1及び報告書5の一部のように加害教員以外の教員が学校外の団体・組織において就いている役職名であって、当該加害教員

以外の教員の氏名を特定することができるものにあつては(3)アと同様に条例第8条第1号に規定する他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

よって、当該情報は、報告書1及び報告書5の上記の一部を除いて公開すべきである。

エ 加害教員以外の教員の言動及び考え・主観

当該情報は、加害教員以外の教員の事故発生の前後における発言や行為に関する情報であり、(3)オと同様である。

よって、当該情報のうち、(1)から(6)までにより非公開情報に該当する部分を除いた部分は公開すべきである。

(5) 県又は県内市町村の教育委員会事務局の職員（教育長を含む。以下同じ。）に関する情報

ア 当該職員の職及び氏名

当該情報は、教育委員会事務局の職員がその職務を行う教育委員会における役職、担当事務等の当該教職員の勤務に関する情報であるので、条例第8条第1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に該当する。また、当該情報は児童・生徒を特定することができる情報とも認められないので条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当しないので、公開すべきである。

イ 当該職員の言動及び考え・主観

当該情報は、当該職員の事故発生の前後における発言や行為に関する情報であり、(3)オと同様である。

よって、当該情報のうち、(1)から(6)までにより非公開情報に該当する部分を除いた部分は公開すべきである。

(6) 上記以外の学校関係者に関する情報

ア 当該学校関係者の氏名及び役職名

当該学校関係者としては、事故が発生した部活動の外部指導者、当該部活動の保護者会の代表者、役員その他構成員及び当該学校のPTAの代表者、役員その他構成員がいる。これらの者は、条例第8条第1号ただし書ハの公務員等ではないので、その氏名は特定の個人を識別することができる情報として同号本文に規定する非公開情報に該当する。

イ 当該学校関係者が属する団体等の名称及び当該団体等における役職の名称

当該情報は、それだけでは特定の個人を識別することができる情報ではなく、また、これを公にすることにより個人の権利利益を害する情報でもないと認められるので、(7)アに該当する部分及び(8)アに該当する部分を除き公開すべきである。

ウ 当該学校関係者の言動

当該情報は、当該学校関係者の事故発生の前後における発言や行為に関する情報であり、(1)オと同様である。

よって、当該情報のうち、(1)から(6)までにより非公開情報に該当する部分を除いた部分は公開すべきである。

(7) 事故が発生した学校その他関係する学校に関する情報

ア 学校の名称，学校長の氏名及び印影並びに学校の所在地

当該情報のうち学校の名称は，(1)イで見たとおり被害児童・生徒が誰であるか識別することができる情報と認められる。また，当該学校の校長の氏名，所在地及び部活動の試合会場等の学校名も(3)アと同様に学校の名称が判明することになるので，これらの情報は被害児童・生徒を識別することができる情報と認められる。

よって，当該情報は，条例第8条第1号に規定する他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

イ 学校の児童・生徒数並びに学校の校舎，施設，教室等の名称及び配置・位置

当該情報は，それだけでは特定の個人を識別することができる情報とは認められない。ただし，報告書4，報告書8，報告書18及び報告書31では児童・生徒数の多寡，施設及び教室の名称及び場所が特徴的なことにより当該学校の関係者であれば学校名を特定することができるものと認められるので，これらの情報はアと同様に被害児童・生徒を識別することができる情報と認められる。

よって，当該情報は，報告書4，報告書8，報告書18及び報告書31の一部を除いて公開すべきである。

(8) 事故が発生した学校が属する地方公共団体及び教育委員会に関する情報

ア 市町村名及び教育委員会の名称中の市町村名の部分

当該情報は，一般にはそれだけで特定の児童・生徒を識別することができないと認められる。しかし，報告書7，報告書11，報告書15，報告書17，報告書18，報告書20及び報告書28については，同一の市町村内に同種の学校が1校又は2校だけの場合であり，(1)イと同様に被害児童・生徒が誰であるか識別することができるものと認められる。

よって，報告書7，報告書11，報告書15，報告書17，報告書18，報告書20及び報告書28を除き，事故が発生した学校が属する市町村の名称は公開すべきである。

イ 地方公共団体及び教育委員会事務局の組織の名称

当該情報は，条例第8条第1号ただし書ハの公務員等が属する課(室)等の名称であるので，同号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に該当する。また，当該情報は，それだけで特定の個人を識別することができる情報等の同号本文に規定する情報に該当するとは認められない。

よって，当該情報は公開すべきである。

(9) (8)以外の法人，団体，組織等に関する情報

ア 医療機関の名称

当該情報は，被害児童・生徒が診察・治療等を受けた医療機関の名称である。当該情報が公にされたとしても当該医療機関の所在地その他の情報により被害児童・生徒又は学校を特定することができるとは認められない。

よって，当該情報は，条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当せず，公開すべきである。

イ ア以外の法人，事業者，団体等の名称

当該情報は，事故又は被害児童・生徒への対応について関係者が相談，協議等を行った行政機関以外の法人，事業者，団体等の名称である。これを公にした場合，当該法人・事業者，団体等がどこ取引しているかという取引情報又は顧客情報が明らかとなるので，当該法人・事業者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから，条例第8条第2号に規定する非公開情報に該当する。

(10) 報告書に関する情報

ア 文書記号，文書番号，日付，標題及び件名

当該情報は，事故報告書の冒頭部分に記載された文書を特定するための情報である。

条例第8条第1号の該当性について，当該情報のうち文書記号は報告元の学校が識別することができる情報であるので，(7)アと同様に被害児童・生徒を識別することができる情報と認められる。一方，文書番号及び日付は特定の個人を識別することができる情報とは認められない。

条例第8条第4号の該当性について，当該情報は，事故の内容を具体的に示すものではないので，これを公にすることにより実施機関又は県内の市町村教育委員会の人事管理に係る事務その他実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって，当該情報のうち，文書記号は条例第8条第1号に規定する他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当するが，その他の情報は同号及び同条第4号に規定する非公開情報に該当しないので，公開すべきである。

イ 報告先

当該情報は，実施機関又は県内の市町村教育委員会の名称である。

条例第8条第1号の該当性について，(8)アと同じである。

条例第8条第4号の該当性について，教育委員会の名称を公にすることにより実施機関又は県内の市町村教育委員会の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすとは認められない。

よって，当該情報は，(8)アの報告書の場合を除き，条例第8条第1号及び第4号に規定する非公開情報に該当しないので，公開すべきである。

ウ 報告元

当該情報は，事故が発生した学校の名称，学校長の氏名及び学校長の印影である。

条例第8条第1号の該当性について，(7)アと同じである。

条例第8条第4号の該当性について，当該情報は，イと同様に同号に規定する非公開情報には該当しない。

よって，当該情報は，条例第8条第1号に規定する他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(11) 事故に関する情報

ア 事故の種類

当該情報は、報告の対象となった事案が教員による体罰に係るものであることを端的に示した情報であるので、これを公にすることにより実施機関又は県内の市町村教育委員会の人事管理に係る事務その他実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当該情報は条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当しないので、公開すべきである。

イ 事故発生の日時、場所及び事故発生時の学校・授業等の状況

当該情報は、報告の対象となった体罰事故についての客観的な事実に関する情報にすぎないので、これを公にすることにより実施機関又は県内の市町村教育委員会の人事管理に係る事務その他実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当該情報は条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当しないので、公開すべきである。

ウ 事故（体罰）の内容

当該情報は、体罰行為の具体的な態様及び回数並びに体罰行為によるけがの状況に関するものであり、体罰行為についての事実関係を示した情報であると認められる。

条例第8条第1号の該当性について、体罰行為による被害児童・生徒のけがの状況についても報告書によって特に記載がある場合であっても比較的軽微なけがであると認められ、特定の個人を識別することができないのであれば、当該情報を公にしても特に個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報とは認められない。

条例第8条第3号の該当性について、当該情報は、加害教員の行為の違法性及び責任の程度を認定するための情報となりえるものであるが、事実関係を示したものであるので、これを公にすることにより、後に行われる同種の懲戒処分等の決定に影響を及ぼすような「外部からの圧力や干渉等」を招くとは認められない。

条例第8条第4号の該当性について、当該情報は、イと同様に実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当該情報は、条例第8条第1号、第3号及び第4号に規定する非公開情報には該当しないので、これを公開すべきである。

エ 事故発生時の児童・生徒、教員その他関係者の発言の内容及び行為に関する情報

当該情報は、ウの事故（体罰）に至るまでの被害児童・生徒、加害教員その他関係者の言動についての情報である。また、当該情報は、加害教員及びその監督責任者がその後を受けた懲戒処分その他服務上の措置の発端・原因となる事実に関する情報であり、実施機関又は県内の市町村教育委員会が懲戒処分等の量刑をするための基礎となった情報の1つと認められる。

条例第8条第1号の該当性について、当該情報は、児童・生徒、教員その他関係者の個人に関する情報ではあり、教職員にとっては職務の遂行に関する情報で

もあるので、(1)から(3)までのとおりである。

条例第8条第3号の該当性について、当該情報は、加害教員の行為の違法性及び責任の程度並びに学校長等の監督責任の程度を認定するための情報となりえるものであるが、事故報告という文書の性質上、事故の事実関係を明らかにするために報告者の主観や評価を控え、客観的な又は相当程度の確実性がある事実について記載されていると認められること、懲戒処分又は服務上の措置等も公文書1及び公文書2の事故報告書の内容のみによって決定されるものではないこと、実施機関が定める規程に基づき実施機関の内部又は実施機関と県内の市町村教育委員会及び小中学校との間で共有されていること等が認められる。これらの事実を勘案すると、本件非公開部分が公にされたとしても、条例第8条第3号に規定する支障が生じる蓋然性があるとは認められないので、ウと同様に、これを公にすることにより、後に行われる同種の懲戒処分等の決定に影響を及ぼすような「外部からの圧力や干渉等」を招くとは認められない。

条例第8条第4号の該当性について、実施機関は、当該情報が公開されることになれば、事故当事者が非協力的になり正確な情報の把握が困難になること及び外部からの圧力や干渉を受ける可能性があることといった支障が生じると主張しているが、上記のとおり個人識別情報を非公開にすれば事故当事者が非協力的になる実質的な理由はなく、また、外部からの影響を受ける可能性も認められない。よって、当該情報は、同号に規定する非公開情報には該当しない。

以上のことから、当該情報は、条例第8条第3号及び第4号に規定する非公開情報には該当せず、(1)から(3)の同条第1号に規定する非公開情報に該当する部分を除き、これを公開すべきである。

(12) 事故後のてん末に関する情報

ア 事故後の被害児童・生徒及びその保護者に対する対応並びに事故後の被害児童・生徒及びその保護者の言動

当該情報は、加害教員、学校長その他当該学校の教員及び教育委員会事務局の職員が被害児童・生徒及びその保護者に対して行った事故の経緯の説明、事故に対する謝罪、事故後の加害教員に対する措置についての説明、事故後の被害児童・生徒に対する支援・措置、事故後の再発防止に向けた取り組みについての説明等に関する情報であり、また、事故後において被害児童・生徒及びその保護者が加害教員、学校長その他当該学校の教員及び当該学校の他の保護者に対する発言及び行為に関する情報である。

条例第8条第1号の該当性について、当該情報は、被害児童・生徒及びその保護者の個人に関する情報であり、教職員にとっては職務の遂行に関する情報でもあるので、(1)から(3)までと同様である。

条例第8条第3号の該当性について、当該情報は、加害教員等の責任の程度を認定するための情報となりえるものであるが、(11)エと同様に同号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

条例第8条第4号の該当性についても(11)エと同様に同号に規定する非公開情報には該当しない。

以上のことから、当該情報は、条例第8条第3号及び第4号に規定する非公開情報には該当せず、(1)から(3)の同条第1号に規定する非公開情報に該当する部分を除き、これを公開すべきである。

イ 事故後の加害教員及び加害教員以外の教職員に対する対応

当該情報は、学校長、教頭又は教育委員会事務局の職員が、加害教員及び加害教員以外の教員に対して行った発言、注意、指導等に関する情報である。

条例第8条第1号の該当性について、当該情報は、学校長等の教職員の個人に関する情報であり、職務の遂行に関する情報でもあるので、(3)及び(4)と同様である。

条例第8条第3号の該当性について、当該情報は、学校長又は教頭が事故発生後における監督責任をどの程度果たしたかを認定するための情報となりえるものであるが、(11)エと同様に同号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

条例第8条第4号の該当性について、当該情報は教員間の言動に関する情報であるので、これを公にすることにより当事者が非協力的にあるとは考えにくく、その他の点においても(11)エと同様であるので、同号に規定する非公開情報には該当しない。

以上のことから、当該情報は、条例第8条第3号及び第4号に規定する非公開情報には該当せず、(3)及び(4)の同条第1号に規定する非公開情報に該当する部分を除き、これを公開すべきである。

ウ 教育委員会に対する対応

当該情報は、学校長又は教頭が、事故及び事故後の対応について教育委員会事務局に対して行った報告、協議等に関する情報（(11)並びに(12)ア、イ及びエに係るものを除く。）及び教育委員会事務局から学校長等に対して行った指示等に関する情報である。

条例第8条第1号の該当性について、当該情報は、関係者の氏名等が含まれているものもあるので個人に関する情報であり、学校長等の職務の遂行に関する情報であるので、(1)から(6)までと同様である。

条例第8条第3号の該当性について、当該情報は、加害教員等の責任の程度を認定するための情報となりえるものであるが、(11)エと同様に同号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

条例第8条第4号の該当性について、当該情報は教員間の言動に関する情報であるので、これを公にすることにより当事者が非協力的になるとは考えにくく、その他の点においても(11)エと同様であるので、同号に規定する非公開情報には該当しない。

以上のことから、当該情報は、条例第8条第3号及び第4号に規定する非公開情報には該当せず、(1)から(6)までの同条第1号に規定する非公開情報に該当する部分を除き、これを公開すべきである。

エ その他の関係者に対する対応及びその他の関係者の言動

その他の関係者としては、部活動の外部指導員、被害児童・生徒の保護者以外

の保護者，PTA・部活動等の保護者会のメンバー，教育委員会以外の教育，福祉関係の行政機関，施設，法人等の職員，事故の対応に係る事務等の委任を受けた者等がいる。当該情報は，これらの関係者の発言や行動に関する情報である。

条例第8条第1号の該当性について，当該情報は，その他関係者の氏名等が含まれているものもあるので個人に関する情報（当該関係者が同号ただし書ハの公務員等である場合を除く。）であるので，(1)から(6)までと同様である。

条例第8条第3号の該当性について，当該情報は，学校長等の言動も含まれており，学校長等の責任の程度を認定するための情報となりえるものであるが，(11)エと同様に同号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

条例第8条第4号の該当性について，(11)エと同様であるので，同号に規定する非公開情報には該当しない。ただし，報告書1の一部について，学校がその他関係者に対して事故後における被害児童・生徒及びその保護者への対応について相談，協議等をしたことに関する情報が記載されていることが認められ，当該情報は，公にすることにより，学校とその他関係者の信頼関係を損なうおそれがあるものと認められることから，同号に規定する非公開情報に該当する。

以上のことから，当該情報は，条例第8条第3号に該当せず，同条第4号に該当する報告書1の一部及び(1)から(6)までの同条第1号に該当する非公開情報を除き，これを公開すべきである。

オ いきさつに係る事実が発生した日時及び場所

(11)イと同様であり，当該情報は条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当しないので，公開すべきである。

(13) 事故者に対する評価

当該情報は，学校長又は児童・生徒の保護者による加害教員の勤務状況，勤務態度，性格等についての評価及び被害児童・生徒の性格，学習状況，生活態度，家庭状況等についての評価に関する情報であり，加害教員及び被害児童・生徒の個人に関する情報である。また，当該情報は，実施機関又は県内の市町村教育委員会が懲戒処分等を行うための参考となる情報の1つと認められる。

条例第8条第1号の該当性について，当該情報は，加害教員及び被害児童・生徒の個人に関する情報であるが，(1)及び(3)により非公開情報を除くことにより，公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

条例第8条第3号の該当性について，当該情報のうち加害教員の勤務状況等に関する情報は，その後に行われた懲戒処分等の検討に用いられることもあると推定されるが，当該情報は学校長が自らの認識，考えに基づく評価を簡潔に記載しているものであって，その後の懲戒処分等も既に実施済みでその決定過程に影響を及ぼすことはありえない。また，同種の意味決定の過程に対して不当な外部からの圧力や干渉を招くような因果関係があるとも認められないことから，当該情報は，同号に規定する非公開情報には該当しない。

条例第8条第4号の該当性について，当該情報が公になることがあれば，学校長による教員の勤務状況等に関する率直で適正な評価が妨げられるおそれがあるので，人事管理に関する事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす

おそれがあると認められ、また、児童・生徒の保護者が任意の事情聴取等に非協力的になるおそれがあると認められることから、同号に規定する非公開情報に該当する。

以上のことから、当該情報は、条例第8条第4号の非公開情報に該当する。

(14) 再発防止のための取組、措置及び学校長の所見

当該情報は、学校長が事故の発生を受けて実施した加害教員その他の教員に対する指導、研修、組織・体制の整備等の再発防止のための措置等並びに学校長による事故の原因、背景、再発防止のための措置等の実施状況等についての所見に関する情報である。

条例第8条第1号の該当性について、当該情報は、関係者の氏名等が含まれている場合には個人に関する情報に該当するので、(1)から(6)までと同様である。

条例第8条第3号の該当性について、当該情報は、監督者である学校長がその責務を果たしていることを示す情報としてその後に行われた懲戒処分等の検討にも用いられることもあると推定されるが、公にすることにより実施機関の意思決定に不当に支障を生じるおそれがあるものとは認められないので、当該情報は同号に規定する非公開情報に該当しない。

条例第8条第4号の該当性について、当該情報に含まれる内容は、事故の再発防止のための措置等として何ら特別なものではなく、学校に限らず他の組織においても普通に実施されると見込まれるものであり、また、校長による所見にしても簡潔な内容のものと認められるので、これを公にしても実施機関の事務の遂行に支障が生じるとは認められない。

以上のことから、当該情報は、条例第8条第3号及び第4号に規定する非公開情報には該当せず、(1)から(6)までの同条第1号に規定する非公開情報に該当する部分を除き、これを公開すべきである。

(15) 体罰に係る懲戒処分等の統計情報

当該情報（本件非公開部分2）には、平成24年度及び平成25年度に発生した体罰に伴って懲戒処分等がなされた事案について、事案ごとにその処分等の種類及び被害を受けた児童生徒人数並びに当事者の学校種別、体罰時の状況、体罰の態様及び体罰事案の把握の方法を示す分類記号が記載されている。

条例第8条第1号について、当該情報は統計情報と言えるものであり、特定の個人を識別することができる情報は含まれていない。また、既に公表されている情報等の他の情報と照合しても特定の個人のみならず該当する学校を識別することも困難と認められるので、当該情報は同号の非公開情報に該当しない。

条例第8条第4号について、当該情報は、どのような体罰事案においてどのような処分がなされたかが分かる情報と言える。しかし、それが明らかになったとしても、外部からの圧力や干渉を受ける可能性があるとする合理的な理由は見当たらない。そもそも、当該情報は既に公にされているのであるから、本件処分により公にしたとしても、実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれが生じることとは考えられない。

よって、当該情報は、条例第8条第1号及び第4号に規定する非公開情報に該

当しないので公開すべきである。

6 本件処分の妥当性について

(1) 非公開とされた部分の妥当性

5で見たとおり、公文書1及び公文書2には条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当すると認められる情報が別表1及び別表2の「非公開とすることが相当である部分」欄に掲げるとおり含まれている。一方で、当該情報は他の部分と容易に区分することができるので、当該情報が含まれる文書全体が非公開情報に該当すると認めることはできない。よって、公文書1の一部並びに公文書2及び公文書3の全部を非公開とした本件処分は妥当ではなく、別表2の「非公開とすることが相当である部分」欄に掲げる部分を除き別表1の「公開すべき部分」欄に掲げる部分を公開するのが相当である。

(2) 本件処分の妥当性

本件処分においては、本件請求に係る公文書の特定に遺漏があったと認められること、本件処分の理由として掲げていた条例第8条第3号に規定する非公開情報に該当する情報はないと認められること、条例第9条に反して不当に非公開とする部分を広げていたと認められること及び部分公開とした理由付記に不備があることから、本件処分を維持することはもはや妥当とは言えず、本件処分を取り消すのが相当であると判断する。

7 付言

本件処分を取り消した後、再び本件請求に対する決定を行う際には、この答申において示した当審査会の判断を参考とし、請求に係る公文書の特定、非公開とする部分の限定、非公開とする理由の具体的な提示等を適正に行うようにされたい。

また、実施機関においては、本件事案以外においても原処分を取り消すべきとした答申が連続して当審査会から出されていることを重く受け止め、条例の公開の原則の趣旨をよく理解し、今後の公文書公開請求の事案に対することはもちろんのこと、既に公開請求に対して決定処分している事案及び現に係属している審査請求事案についても見直しを行い、適正な情報公開の実施に努めることを望むものである。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
田中 里佳	公認会計士，税理士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者

別表1 公文書1及び公文書2に共通する事項並びに公文書3（第6の6(1)関係）

	非公開とすることが相当である部分	非公開の理由	公開すべき部分
公文書1及び公文書2	<ul style="list-style-type: none"> ・文書記号 ・学校名 ・校長の氏名 ・校長印の印影 ・個人（教員及び教育委員会事務局の職員を除く。）の氏名 ・教員の氏名 ・児童・生徒，その保護者及び加害教員の住所 ・児童・生徒及び加害教員の生年月日 ・児童・生徒が属する学科の名称 ・被害児童・生徒が属する部活動の名称 	条例第8条第1号に該当するため	左記以外
公文書3			全て

別表2 公文書1及び公文書2の各報告書における個別事項（第6の6(1)関係）

非公開とすることが相当である部分		記載されている情報	非公開の理由	
報告書番号	該当部分			
報告書1	1ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・11行目18～29文字目 ・24行目30～34文字目 ・25行目3～7文字目 	児童・生徒が属するクラス名及び学科名	条例第8条第1号に該当するため
	2ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・16行目14～18文字目 ・16行目20～24文字目 	児童・生徒が属するクラス名及び学科名	条例第8条第1号に該当するため
		<ul style="list-style-type: none"> ・24行目24～27文字目 	部活動で使用される用具・施設の名称，用語等	条例第8条第1号に該当するため
		<ul style="list-style-type: none"> ・27行目 	加害教員以外の教員の役職名	条例第8条第1号に該当するため
		<ul style="list-style-type: none"> ・40行目13～22文字目 	児童・生徒が属するクラス名及び学科名	条例第8条第1号に該当するため
3ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目 	児童・生徒の住所	条例第8条第1号に該当するため	
	<ul style="list-style-type: none"> ・25～26行目 ・30～32行目 	他の関係者の言動	条例第8条第4号に該当するため	

		・34～37行目		
	4 ページ	・14～17行目	他の関係者の言動	条例第8条第4号に該当するため
報告書2	2 ページ	・2行目24～28文字目 ・3行目25～30文字目 ・4行目12～32文字目 ・5行目1～9文字目	加害教員の経歴	条例第8条第1号に該当するため
報告書3	1 ページ	・11行目14～16文字目 ・12行目1～3文字目 ・19行目12～14文字目 ・22行目27～28文字目 ・23行目34～35文字目 ・25行目12文字目 ・25行目23・24文字目 ・29行目8・9文字目	部活動で使用される用具・施設の名称, 用語等	条例第8条第1号に該当するため
	2 ページ	・15行目9～15文字目	他の法人・団体の名称	条例第8条第2号に該当するため
	3 ページ	・17行目9～15文字目	他の法人・団体の名称	条例第8条第2号に該当するため
	5 ページ	・3行目13～19文字目	他の法人・団体の名称	条例第8条第2号に該当するため
		・25行目3～8文字目	他の法人・団体の名称	条例第8条第2号に該当するため
		・25行目10～16文字目	加害教員以外の教員の役職名	条例第8条第1号に該当するため
報告書4	1 ページ	・18～21行目	部活動の部員数	条例第8条第1号に該当するため
	4 ページ	・6～8行目	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
	5 ページ	・38行目	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
	6 ページ	・1行目1～21文字目	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書5	1 ページ	・23行目8～11文字目	部活動における活動状況	条例第8条第1号に該当するため
		・25行目9～13文字目	部活動における役職	条例第8条第1号に該当するため

2 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15行目13～30文字目 ・ 16行目5～26文字目 	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
3 ページ	・ 2行目3～6文字目	クラス名	条例第8条第1号に該当するため
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目18～30文字目 ・ 12行目2～7文字目 	部活動における活動状況	条例第8条第1号に該当するため
	・ 16行目23～25文字目	児童・生徒の経歴	条例第8条第1号に該当するため
	・ 22行目3～6文字目	クラス名	条例第8条第1号に該当するため
	・ 22行目18～30文字目	部活動における活動状況	条例第8条第1号に該当するため
	・ 28行目2文字目～末尾	児童・生徒の家庭環境	条例第8条第1号に該当するため
4 ページ	・ 1行目3～6文字目	クラス名	条例第8条第1号に該当するため
	・ 1行目19文字目～2行目3文字目	部活動における活動状況	条例第8条第1号に該当するため
	・ 17行目3～6文字目	クラス名	条例第8条第1号に該当するため
	・ 17行目18～30文字目	部活動における活動状況	条例第8条第1号に該当するため
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25行目1～4文字目 ・ 26行目9～12文字目 ・ 27行目26～29文字目 	部活動で使用される用具・施設の名称, 用語等	条例第8条第1号に該当するため
	・ 29行目10～14文字目	児童・生徒の経歴	条例第8条第1号に該当するため
5 ページ	・ 14行目9～28文字目	児童・生徒の心身の状況	条例第8条第1号に該当するため
	・ 20行目7～10文字目	部活動で使用される用具・施設の名称, 用語等	条例第8条第1号に該当するため
	・ 22行目2文字目～23行目35文字目	児童・生徒の部活動における活動状況及び心身の状況	条例第8条第1号に該当するため
6 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目32～35文字目 ・ 2行目6～8文字目 ・ 3行目2～5文字目 	部活動で使用される用具・施設の名称, 用語等	条例第8条第1号に該当するため

		・6行目5～8文字目		
	7 ページ	・2行目8～11文字目 ・8行目3～5文字目 ・8行目18～21文字目	部活動で使用される用具・ 施設の名称, 用語等	条例第8条第1号 に該当するため
		・24行目10～14文字目	部活動における役職	条例第8条第1号 に該当するため
		・27行目9～13文字目	児童・生徒の経歴	条例第8条第1号 に該当するため
		・28行目14～18文字目	部活動における役職	条例第8条第1号 に該当するため
		・32行目33～36文字目	部活動で使用される用具・ 施設の名称, 用語等	条例第8条第1号 に該当するため
	8 ページ	・1行目3～20文字目	児童・生徒の経歴	条例第8条第1号 に該当するため
報告書6	1 ページ	・44行目23文字目～45 行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号 に該当するため
報告書7	1 ページ	・12行目28文字目～15 行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号 に該当するため
	2 ページ	・1行目32～36文字目	市町村役場の名称	条例第8条第1号 に該当するため
報告書8	1 ページ	・19行目20～27文字目	部活動で使用される用具・施 設の名称, 用語等	条例第8条第1号 に該当するため
	2 ページ	・6行目19～26文字目 ・7行目4～9文字目 ・7行目20～23文字目 ・7行目35文字目～8行 目10文字目	部活動で使用される用具・ 施設の名称, 用語等	条例第8条第1号 に該当するため
		・27行目6文字目～末尾	学校の施設の名称	条例第8条第1号 に該当するため
		・39行目1～10文字目	部活動で使用される用具・ 施設の名称, 用語等	条例第8条第1号 に該当するため
	3 ページ	・20行目24～33文字目 ・23行目21～26文字目	部活動で使用される用具・ 施設の名称, 用語等	条例第8条第1号 に該当するため
	4 ページ	・6行目23～32文字目	部活動で使用される用具・ 施設の名称, 用語等	条例第8条第1号 に該当するため
報告書9	1 ページ	・12行目29文字目～13	加害教員に対する評価	条例第8条第4号

		行目末尾		に該当するため
		・20行目20～25文字目	他の学校の名称	条例第8条第1号に該当するため
報告書10	2ページ	・3行目20文字目～4行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
		・6行目1～3文字目	加害教員の住所	条例第8条第1号に該当するため
		・6行目24文字目～9行目末尾 ・11行目9文字目～13行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書11	1ページ	・2行目1～3文字目	市町村名	条例第8条第1号に該当するため
		・18行目26～32文字目 ・24行目18～30文字目	児童・生徒のクラス名及び心身の状況	条例第8条第1号に該当するため
		・28行目1～4文字目	加害教員の経歴	条例第8条第1号に該当するため
		・28行目15～29文字目	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書12	1ページ	・25行目18文字目～27行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書13	1ページ	・25行目16～20文字目 ・25行目25・26文字目	加害教員の経歴	条例第8条第1号に該当するため
		・26行目19文字目～28行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書14	1ページ	・16行目7～16文字目 ・17行目9～14文字目 ・19行目25～34文字目 ・24行目24～31文字目	部活動の活動状況	条例第8条第1号に該当するため
報告書15	1ページ	・2行目1～3文字目	市町村名	条例第8条第1号に該当するため
		・19行目9文字目～末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書16	1ページ	・30～32行目	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書17	1ページ	・2行目1～3文字目	市町村名	条例第8条第1号

				に該当するため
	2 ページ	・ 3行目23文字目～5行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書18	1 ページ	・ 2行目1～4文字目 ・ 3行目1～5文字目	市町村名	条例第8条第1号に該当するため
		・ 17行目6文字目～末尾 ・ 32行目19～25文字目	学校の施設	条例第8条第1号に該当するため
	2 ページ	・ 22行目7～9文字目 ・ 22行目16～18文字目 ・ 24～25行目	加害教員の経歴	条例第8条第1号に該当するため
		・ 27行目21文字目～末尾 ・ 31行目	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書19	1 ページ	・ 27行目31文字目～29行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書20	1 ページ	・ 2行目1～3文字目	市町村名	条例第8条第1号に該当するため
		・ 28～32行目	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書21	2 ページ	・ 32行目7文字目～33行目末尾 ・ 34行目32文字目～35行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書22	4 ページ	・ 14～19行目	加害教員に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
		・ 21行目9文字目～末尾 ・ 22行目9文字目～末尾 ・ 23行目9文字目～末尾 ・ 24行目9文字目～25行目末尾	児童・生徒に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
報告書23	3 ページ	・ 45行目9文字目～46行目末尾	児童・生徒に対する評価	条例第8条第4号に該当するため
		・ 47行目9文字目～同行末尾	児童・生徒の心身の状況	条例第8条第1号に該当するため
	4 ページ	・ 1～2行目 ・ 3行目9文字目～4行目末尾 ・ 5行目9文字目～6行目	児童・生徒に対する評価	条例第8条第4号に該当するため

		末尾		
報告書 2 4	3 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20行目33文字目～21行目3文字目 ・ 21行目8～13文字目 ・ 31行目9～15文字目 ・ 31行目27・28文字目 ・ 31行目34・35文字目 ・ 34行目1～3文字目 ・ 34行目32文字目～末尾 ・ 35行目31～36文字目 	児童・生徒の家庭環境	条例第 8 条第 1 号に該当するため
	4 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28行目9文字目～29行目末尾 ・ 30行目9文字目～31行目末尾 ・ 32行目9文字目～同行末尾 	児童・生徒の評価	条例第 8 条第 4 号に該当するため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 33行目9文字目～34行目末尾 	児童・生徒の家庭環境	条例第 8 条第 1 号に該当するため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 39行目9文字目～同行末尾 ・ 40行目9文字目～同行末尾 ・ 41行目9文字目～同行末尾 	児童・生徒の評価	条例第 8 条第 4 号に該当するため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 43行目9文字目～同行末尾 	児童・生徒の家庭環境	条例第 8 条第 1 号に該当するため
報告書 2 5	2 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9～10行目 	加害教員に対する評価	条例第 8 条第 4 号に該当するため
報告書 2 6	2 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2～4行目 	加害教員に対する評価	条例第 8 条第 4 号に該当するため
報告書 2 7	1 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 31行目4文字目～32行目末尾 	加害教員に対する評価	条例第 8 条第 4 号に該当するため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 33行目9文字目～35行目末尾 	児童・生徒の評価	条例第 8 条第 4 号に該当するため
報告書 2 8	1 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目1～3文字目 	市町村名	条例第 8 条第 1 号に該当するため
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 18～20行目 	加害教員に対する評価	条例第 8 条第 4 号に該当するため
報告書 2 9	2 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12～13行目 	加害教員に対する評価	条例第 8 条第 4 号に該当するため

		・24～25行目	児童・生徒の評価	条例第8条第4号 に該当するため
報告書30	1ページ	・10行目30～36文字目 ・13行目2～4文字目	部活動の活動状況	条例第8条第1号 に該当するため
		・18行目36文字目～19 行目末尾	加害教員に対する評価	条例第8条第4号 に該当するため
報告書31	1ページ	・17行目19～30文字目 ・23行目31文字目～24 行目1文字目	学校の児童・生徒数，施設名 等	条例第8条第1号 に該当するため
	2ページ	・13～19行目	加害教員に対する評価	条例第8条第4号 に該当するため